

○南小国町「日本で最も美しい村」づくり事業補助金交付規則

平成30年3月30日南小国町規則第11号

南小国町「日本で最も美しい村」づくり事業補助金交付規則

南小国町「日本で最も美しい村」づくり事業補助金交付規則（平成28年南小国町規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、南小国町きよらの郷づくり基金条例（平成元年南小国町条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、「日本で最も美しい村」づくり活動を行うため自ら考え自ら行う地域づくり事業に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

**第2条** 条例第2条第1号に規定する地域づくり事業（人材育成のための事業、本町の素晴らしい地域資源を活かす美しい地域づくりを住民協同により行う事業及び生活の営みにより作られてきた景観や環境を守る事業をいう。）で、次に掲げるもの（以下「補助対象事業」という。）に対して補助を行うものとする。

- （1） 産業、教育又は文化の振興を担う人材育成を目的に行う、国内外での視察、調査又は研修等
- （2） 街並景観形成又は農村環境若しくは自然環境保全活動等
- （3） 再生可能エネルギー開発に係る活動等
- （4） 美味しい村開発（特産品開発）に係る活動等
- （5） その他町長が特に必要と認めるもの

2 本補助金は、他の制度に基づく補助金等と重複して支給しないものとする。

（補助事業者）

**第3条** この規則により、補助金を受けることができる者（以下「補助事業者等」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- （1） 町内に住所を有する者若しくは実績報告を提出する前日までに町内に住所を有しようとする者又は町内に所在する団体、グループ若しくは自治会等（以下「団体等」という。）であること。
- （2） 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体等でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 町に納付すべき債務について滞納がない者又は団体等であること。
- (6) 過去において同一事業に関し、本規則に基づく補助金を受けたことがない団体等であること。

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 団体等の組織又は施設の運営に要する経費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 出資、出えん又は貸付に要する経費
- (4) 土地の取得、賃借又は補償に要する経費
- (5) その他町長が不適切と認める経費

2 前項に掲げるものの他、補助対象事業に係る入場料、出展料、参加料又は売上金等の事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

(補助金額)

**第5条** 補助金額は別表に規定する額とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業募集)

**第6条** 補助事業の募集は、年2回募集期間を設ける。ただし、予算執行状況等により追加募集を行うことができる。

(補助申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 構成員名簿
- (3) 収支予算書
- (4) 個人情報提供に関する同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(審査委員会設置)

**第8条** 補助対象事業の審査をするために、審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、各課長及び教育委員会事務局長をもって構成する。

3 委員会に会長を置き、まちづくり課長をもって充てる。

4 委員会は、会長が主催し、事業内容等については学識経験者の意見又は補助事業者等の説明を求めることができる。

5 委員会は、補助金の交付の適否等について審査し、町長に意見を述べることができる。

（交付決定）

**第9条** 町長は、委員会の意見を聴いて、補助金の交付を必要と認めたときは、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

**第10条** 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について変更すべき事由が生じたときは、補助金変更承認申請書（様式第3号）に当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金変更承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る変更の内容等が適正であると認めるときは、それを承認することができる。この場合において、補助金の交付決定額の変更が伴うときは、予算の範囲内において補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助金等の変更決定を行うものとする。

（補助事業の中止）

**第11条** 補助事業者等は、事業内容を遂行できなくなったときは、補助金事業中止届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

**第12条** 補助事業者等は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 事業実施内容報告書

（2） 収支精算書及び証拠書類

（3） 事業実施状況を確認できる写真

（4） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し（交付申請時に町内に居住していない場合）

（5） その他町長が必要と認める書類

(事業活動報告書)

**第13条** 補助事業者等は、事業が完了した日の翌日から1年間の活動内容を、事業活動報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長が定める日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動内容報告書
- (2) 活動の実施状況を確認できる写真
- (3) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

**第14条** 町長は、第12条の規定による実績報告を受けた後、その内容を審査し、補助金の額を確定させたときは、補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金請求及び交付)

**第15条** 補助事業者等は、前条の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

**第16条** 町長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助対象事業の全部又は一部を遂行できなかったとき。
- (2) 第2条又は第3条の条件に該当しなくなったとき。
- (3) 第11条の補助金事業中止届が提出されたとき。
- (4) 第12条の期間までに事業実績報告書が提出されなかったとき。

2 町長は、補助金の決定の全部又は一部を取り消した場合は、取消通知書(様式第10号)により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第17条** 町長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業完了後3年未満で事業を中止するとき。
- (2) 補助事業完了後3年未満で補助事業者等が町外へ転出するとき。
- (3) 不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、期日を定めて補助金返還通知書(様

式第11号) によりその返還を命じなければならない。

3 補助事業者等は、補助金の返還を命じられたときは、指定された期日までに返還しなければならない。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**別表** (第5条関係)

分野	補助対象事業	補助率・最高限度額	
1. 人 づ く り 事 業	(1) 国内外での視察、調査又は研修等	国内	・ 対象経費の50% ・ 最高限度額25万円
		国外	・ 対象経費の50% ・ 最高限度額50万円
2. 地 域 づ く り 事 業	(2) 街並景観形成又は農村環境若しくは自然環境保全活動等		・ 対象経費の80% ・ 最高限度額200万円
	(3) 再生可能エネルギー開発に係る活動等		
	(4) 美味しい村開発(特産品開発)に係る活動等		

備考

- 1 事業において、旅費等を必要とする場合は、南小国町職員の旅費に関する条例(昭和36年南小国町条例第10号)の例による。

**様式第1号** (第7条関係)

**様式第2号** (第9条関係)

**様式第3号** (第10条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第11条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第15条関係)

様式第10号 (第16条関係)

様式第11号 (第17条関係)